

○買取申出に必要な主な書類

書 類 一 覧		買 取 申 出 の 理 由						
		指定から 30年経過	主たる農 業従事者 の故障	相続に伴 う所有権 移転済	主たる農業従事者の死亡			
					相続に伴う所有権移転が行われていない場合			
					相続人全員に よる買取申出	遺産分割協議書 による買取申出	遺言書による 買取申出	
①	買取申出書（別記様式第2）	○	○	○	○	○	○	
②	生産緑地地区における買取申出確認書	○	○	○	○	○	○	
③	位置図（縮尺1/2,500程度の白図等）	○	○	○	○	○	○	
④	公図の写し（提出日より3ヶ月以内のもの）	○	○	○	○	○	○	
⑤	土地全部事項証明書（提出日より3ヶ月以内のもの）	○	○	○	○	○	○	
⑥	農業従事者証明		○	○	○	○	○	
⑦	印鑑登録証明書（提出日より3ヶ月以内のもの）	○	○	○	○	○	○	
⑧	遺言書(正本)、遺言情報証明書、遺言公正証書、検認済証明付遺言書(写可)						○	
⑨	法定相続情報一覧図 ※被相続人の住所記載がない場合、相続人全員の戸籍の附票または住民票				A	A	A	
⑩	被相続人の除籍謄本または住民票の除票（法定相続情報に記載あれば不要）			○	B	B	B	
⑪	被相続人の出生から死亡までの戸籍 相続人の現在の戸籍 相続関係図				B	B		
⑫	相続人の戸籍の附票または住民票（本籍が入っているもの）				B			
⑬	戸籍の附票（登記上の住所と現住所が異なる場合）	⑬～⑰は、該当する場合に添付						
⑭	抵当権等抹消確約書（抵当権等が設定されている場合）							
⑮	測量図（筆の一部を買取申出する場合）							
⑯	同意書（所有賢者が複数人いる場合）							
⑰	委任状（第三者に手続きを委任する場合）							

※ 網掛け④～⑬（⑧の一部を除く）の書類は、原本を提出してください。

※ 相続に伴う所有権移転が行われていない場合は、○印に加えて「A か Bの全て」のどちらかの書類が必要です。